

広島市SNS24時間子ども・若者相談窓口事業に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年6月8日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市SNS24時間子ども・若者相談窓口事業
- (2) 委託期間
契約日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 業務内容
別紙「基本仕様書」のとおり
- (4) 事業費
本業務の委託限度額は4,550,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (5) 受託候補者の特定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、別紙「広島市SNS24時間子ども・若者相談窓口事業に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークの使用を認められていること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザルの説明書等の配布方法

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

- (1) 配布期間
公示日から令和8年7月3日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 配布場所
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（広島市役所北庁舎別館1階）
広島市子ども青少年支援部青少年育成担当
TEL 082-242-2013 E-mail ikusei@city.hiroshima.lg.jp

4 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期間
公示日から令和8年6月22日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
前記3(2)に同じ。

- (3) 提出方法
公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）及び必要な添付書類を持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
- (4) 参加資格確認結果の通知
令和8年6月26日（金）までに参加資格確認結果を書面により通知する。

5 質問の受付と回答

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間
公示日から令和8年6月22日（月）までの閉庁日を除く日。午前8時30分から午後5時15分まで。
 - イ 受付場所
前記3(2)に同じ。
 - ウ 受付方法
基本仕様書等に関する質問書（様式第4号）に記入の上、電子メールで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記3(2)の場所において、令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出期間
公示日から令和8年7月3日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
- (2) 提出場所
前記3(2)に同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 審査方法

- (1) 審査
企画提案書の審査は、広島市SNS24時間こども・若者相談窓口事業プロポーザル審査委員会が行う。
- (2) 審査基準
プロポーザル説明書のとおり。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 担当部署

前記3(2)に同じ

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金
契約を締結する場合には、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他
詳細は、プロポーザル説明書による。